

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、因島都市計画道路を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成二十一年九月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 都市計画の種類及び名称

因島都市計画道路 三・四・三号浜畑家老渡線、三・五・二号湊土井線

二 都市計画を変更する土地の区域

尾道市因島三庄町大字土井、尾道市因島三庄町大字江口

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県都市局都市企画課、尾道市都市部まちづくり推進課、尾道市因島総合支所施設管理課

四 縦覧期間

平成二十一年九月二十四日から平成二十一年十月八日まで